

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------------------|
| 2 | 国民健康保険法による被保険者証等に係る特定個人情報保護評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

この事務は、国民健康保険法による被保険者証に関する事務の必要上、申請者に関する氏名、住所、生年月日、申請の内容等に係る個人情報を取り扱っており、当該事務の効率的な執行のために必要となる個人情報の検索、管理等のため、個人番号を利用するものである。大郷町は、この事務において取扱う個人情報の重要性を深く認識し、当該特定個人情報ファイルの取扱いにあたっては、番号法及び個人情報保護条例等の関係規定を遵守するとともに、事務の遂行に必要な範囲内でのみこれらの個人情報を利用するものとする。また、外部漏えい等のないようデータの取扱者を限定し、ネットワークドライブでの共用禁止、及び特定個人情報ファイルの暗号化を図る等個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、これらの事項が適切に措置されているか定期的に確認するものとし、もって個人情報の保護を確実に行うことをここに宣言する。

特記事項

中間サーバ・プラットフォームにおける特定個人情報の漏えい等のリスクに関する措置としては、中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、入退室者管理、有人監視及び施錠管理を行うほか設置場所を専用の領域として他テナントとの混在によるリスク回避が図られ、また、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともにログ解析を行い、かつウイルス対策ソフトの導入、OS、ミドルウェアにはセキュリティパッチの適用を行う等の措置を講ずる。

評価実施機関名

大郷町長

公表日

令和1年6月26日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受給証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 |
| ②事務の概要 | 診療・看護等に係る医療費における療養費、葬祭費、出産育児一時金等申請の受付審査の上、保険給付を行うもの。 |
| ③システムの名称 | 国民健康保険システム(Civion-7th) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民健康保険システム(Civion-7th) | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 国民健康保険法 番号法別第1 第30号 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法別表第2 第42号 第43号 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 大郷町 総務課 |
| ②所属長の役職名 | 総務課長 浅野 辰夫 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 大郷町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒981-3592 宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8 電話:022-359-5500 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和1年5月31日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和1年5月31日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | |
|---|---------------|----------|--|
| [基礎項目評価書] | | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所